

# 参考資料

# 療 養 費 の 概 要 （ 施 術 等 別 ）

	柔 道 整 復	は り ・ き ゅ う	あ ん ま ・ マ ッ サ ー ジ	治 療 用 装 具
支給対象疾患等	<p>外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲、捻挫、肉ばなれ等                      ※ 外傷性とは、関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すものであり、いずれの負傷も、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないもの</p>	<p>慢性病で医師による適切な治療手段のない場合であって、主として神経痛、リウマチ及びこれら疾患と同一範疇と認められる類症疾患                      ※ 類症疾患とは、頸腕症候群、五十肩、腰痛症及び頸椎捻挫後遺症等の病名であって、慢性的な疼痛を主症とする疾患</p>	<p>主として、筋麻痺、関節拘縮等であって、医療上マッサージを必要とする認められる症例</p>	<p>保険医が診察し疾病又は負傷の治療上必要と認め、装具制作を業者（義肢装具士）に指示し装着を確認した場合の治療用装具                      例：義肢（義手、義足）、義眼（眼球摘出後の保護のためのもの）、コルセット等</p>
支払方式	<p>（公社）日本柔道整復師会の会員にあっては、その所属する各都道府県の社団法人の締結する協定により、また、その他の柔道整復師にあっては、個人の契約による受領委任払い。</p>	<p>受領委任払い。                      （平成31年1月より）                      ※保険者の選択により一部償還払い</p>	同左	償還払い。
医師の同意等	<p>脱臼又は骨折（不全骨折を含む。）に対する施術については、医師の同意が必要。                      ただし、応急手当の場合は不要だが、応急手当後の施術は医師の同意が必要。</p>	<p>同意書又は病名・症状、発病年月日、診療区分及び診察日の明記された診断書であって療養費払い施術の対象の適否が判断できるものが必要。</p>	同左	医師の指示が必要。
算定額 ※令和4年6月～	<p>各保険者は、柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準（厚生労働省保険局長通知）に基づき支給額を決定。</p>	<p>(1) はり又はきゅうのいずれか1つのみ                      初検料 1, 780円                      施術料1回 1, 550円                      (2) はり・きゅうの併用                      初検料 1, 860円                      施術料1回 1, 610円                      (3) 電気針、電気温灸器又は電気光線器具を併施した場合                      1回 34円加算                      (4) 往療料 2, 300円                      （4km超の場合 2, 550円）                      (5) 施術報告書交付料 480円</p>	<p>(1) マッサージを行った場合                      1局所につき 350円                      (2) 温罨法を(1)と併施した場合                      1回につき 125円加算                      （電気光線器具を併せて使用した場合は160円）                      (3) 変形徒手矯正術を(1)と併施した場合                      1肢につき 450円加算                      (4) 往療料 2, 300円                      （4km超の場合 2, 550円）                      (5) 施術報告書交付料 480円</p>	<p>疾病または負傷の治療遂行上必要な範囲のものについて、現に要した費用の範囲内で支給。                      ※義肢・装具に関して補装具の価格を基準として算定</p>
療養費推計 （令和2年度）	2, 831億円	415億円	631億円	435億円

# あん摩マッサージ指圧、はり・きゅうに係る療養費の概要

## ○あん摩マッサージ指圧について

保険医療機関内で理学療法の一環として行われた場合に現物給付(療養の給付)の対象としているほか、以下のとおり医師の同意の下に保険医療機関外(施術所)で行われた場合にも療養費払いの対象としている。

### 1 受給要件

#### (1)対象疾病

主として、筋麻痺、関節拘縮等に対するもの。

#### (2)医師の同意

療養費の請求には、医師の同意が必要。

往療を行われた場合は、別途往療の必要性に関する医師の同意が必要。

### 2 支給期間

特に制限なし。

## ○はり・きゅうについて

慢性病であって医師による適切な治療手段がないもので、はり・きゅうの施術による効果が期待できるとして医師の同意の下に行われた場合に療養費払いの対象としている。

### 1 受給要件

#### (1)対象疾患

慢性病で医師の適切な治療手段のないもの。

①主として、神経痛、リウマチ

②類似疾患(頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等)

#### (2)医師の同意

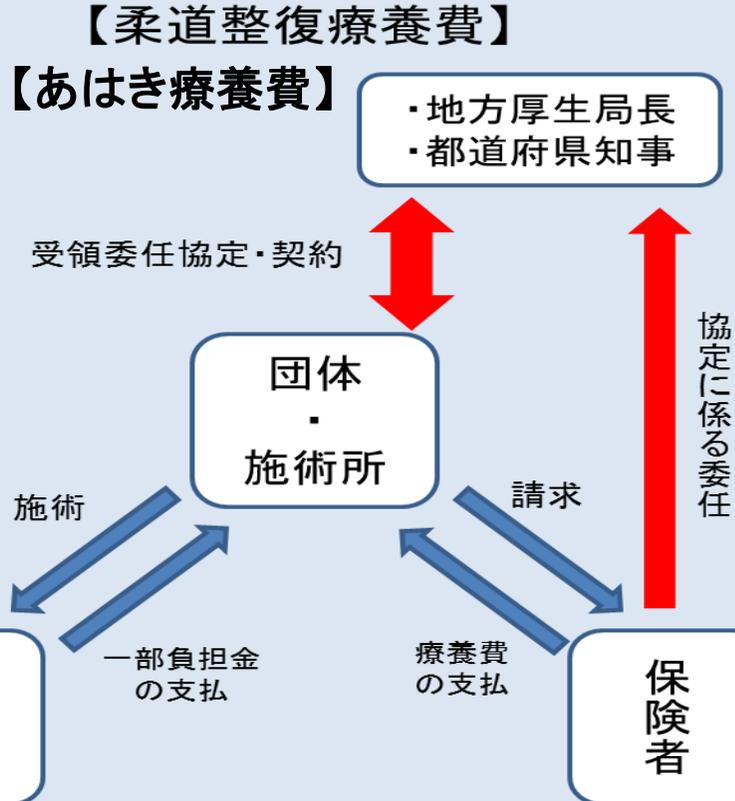
療養費の請求には、医師の同意が必要。

### 2 支給期間

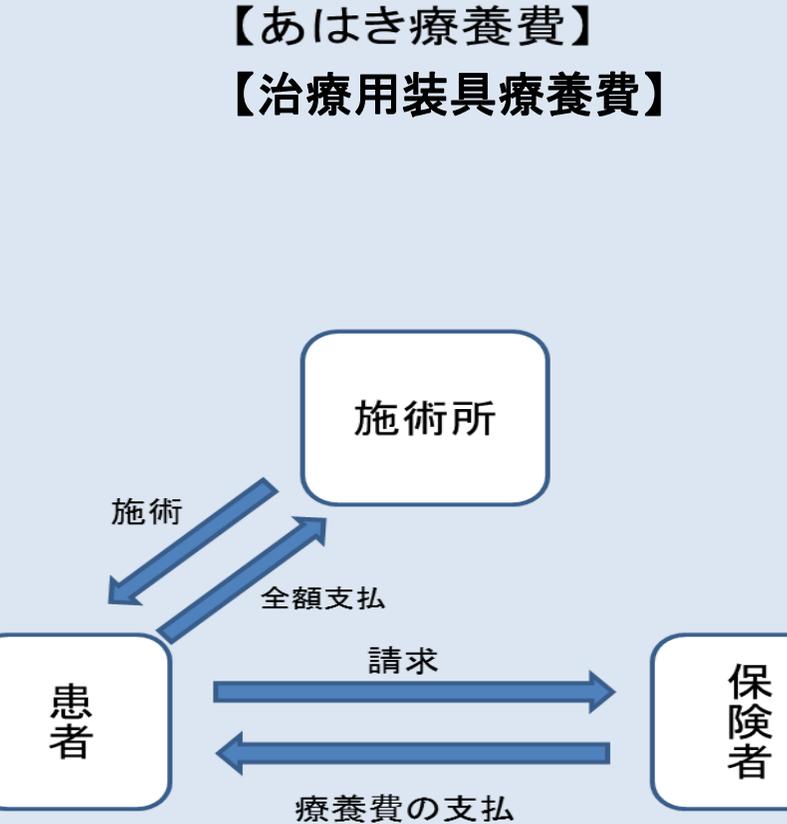
特に制限なし。

# 療養費の請求方法等の比較①

## 受領委任



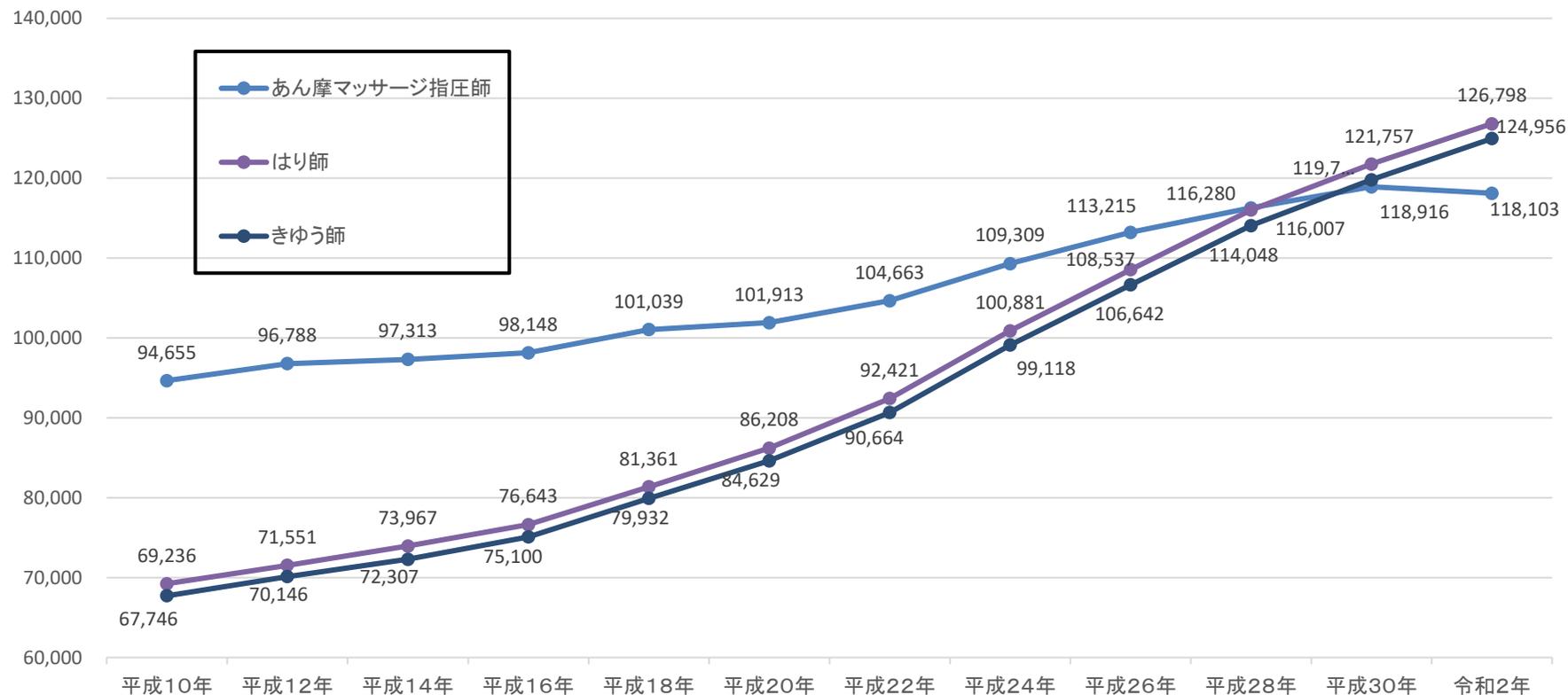
## 償還払い



※保険者の判断で、療養費の受領を施術所等が代理することを認めている場合がある

## あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師従事者数の推移

- あん摩マッサージ指圧師、はり師・きゅう師の従事者数は、それぞれ増加の一途を辿っている。
- 中でもはり師・きゅう師の従事者数は、あん摩マッサージ指圧師の従事者数と比べ、養成施設数の増加に伴い急激に増加している。



(平成22年は、東日本大震災の影響により、宮城県が含まれていない。)

※厚生労働省「保健・衛生行政業務報告(衛生行政報告例)」より